



茨木市 CSW 活動報告書 2020

特集：『新しい生活様式に対応した CSW の活動』



令和2年度 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

はじめに

茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会は、年度ごとにテーマを設定して、関係機関や地域の方々と連携を図り、様々な課題を抱え社会的援護が必要な方の自立に向けた支援や、地域で支え合う仕組みづくりを中心に活動してまいりました。

今年度は、世界中を震撼させている新型コロナウイルスという目に見えないものに、これまで当たり前に来ていたことが、一転してあらゆるところで様々な制限を余儀なくされるという事態となりました。

こうした中、今年度のテーマを「新しい生活様式に対応した CSW の活動を考える」として、この状況下でも支援の手を必要とされる方々にどのように対応すべきかを考える一年としました。

感染リスクを回避しつつ、対象者のニーズを把握し、地域で見守りなどを行っている民生委員・児童委員、その他福祉活動をしている個人、諸団体との連携が滞ることのないよう様々な工夫を行いました。

この報告書は、今年度の取り組みを中心に CSW の活動を様々な角度から紹介するもので、特集ページでは具体的にコロナ前とコロナ禍とで対応した個別支援や地域活動などを掲載しており、今後同様の事態に陥った時でも、円滑に活動できる資料として参考にいただけるものになっています。

普段より地域において活発に支援活動を行っておられる方や団体、行政機関の方など多くの方にご覧いただき CSW の活動や役割をより一層、ご理解いただくことで、今後さらに円滑な連携が図れれば幸いです。

今後とも CSW の活動に対して、温かい支援とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会
会長 神野 享士

目次

はじめに	・・・1
1. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業とは	・・・3
2. 要援護者に対する個別相談業務実績	
(1) 相談者数とその内訳	・・・4
(2) 相談経路	・・・5
(3) 相談内容	・・・6
(4) つながった機関や団体	・・・7
3. 茨木市健康福祉セーフティネット	・・・8
4. 特集『新しい生活様式に対応した CSW の活動を考える』	・・・10
5. 個別相談支援	
(1) つなぎの過程で課題のあるケース	・・・12
(2) ニーズはあるが社会資源がないケース	・・・13
6. 「生活困窮者自立支援事業」への協力	・・・14
7. 「福祉まるごと相談会」への協力	・・・14
8. 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会	
(1) 評価検討部会	・・・15
(2) 福祉活動交流会部会	・・・16
(3) 周知部会	・・・17
資料	・・・18
おわりに	・・・22

1. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業とは

大阪府は、社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画として「大阪府地域福祉支援計画」を平成 15 年 3 月に策定し、その中で、地域における見守り・発見、つなぎを行う「地域保健福祉セーフティネット構想」を示しました。その後、府の健康福祉分野の単独施策を整理し、再構築を図るため、平成 16 年 2 月に「大阪府健康福祉アクションプログラム」を策定し、改めて「地域の健康福祉セーフティネット」を重点施策として位置づけ、平成 16 年 7 月に「コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施要綱」を制定しました。この事業は、市町村が実施主体となり、地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など援護を必要とするあらゆる方（要援護者）やその家族・親族などへの支援を通じて、要援護者の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、健康福祉セーフティネット（いきいきネット）の構築を図ることを目的としています。

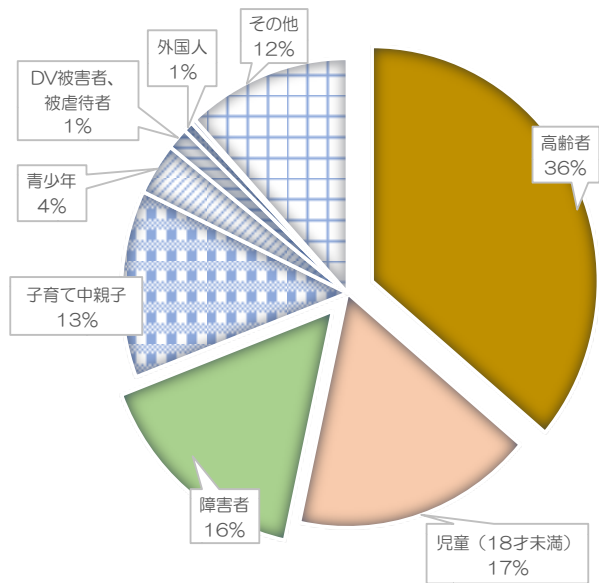
茨木市では、府の実施要綱に基づき、社会福祉法人やNPO法人などに委託して、平成 18 年 4 月から 2～3 小学校区ごとに計 14 か所の「いきいきネット相談支援センター」を設置し、それぞれに 1 名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。

CSWは、福祉に関する幅広い知識を持ち、見守りや相談から適切なサービスへのつなぎ、各種サービス利用申請の同行など要援護者への支援を行います。さらに、困難な支援ニーズや複数の機関などとの連携が必要な事例に関して、見守りやサービスなどの調整を図るため、課題に応じた関係機関で構成するケース検討会（健康福祉セーフティネット会議）を開催することにより、地区福祉委員や民生委員・児童委員など地域で見守り活動をする方が課題を 1 人で抱え込まないようにするとともに、地域で支えるセーフティネットの体制づくりを行っています。

2. 要援護者に対する個別相談業務実績

(1) 相談者数とその内訳

相談者数	2,921 名	
分類	延べ件数	件数
高齢者 ^{※1} (65歳以上)	6,033	1,268
児童 (18才未満)	1,869	605
障害者 ^{※2}	6,456	553
子育て中の親子	3,088	453
青少年 (16歳以上40歳未満)	1,415	126
DV被害者、被虐待者	244	53
外国人	369	25
ホームレス	20	11
その他 ^(40歳以上65歳未満)	3,264	413
合計	22,758	3,507

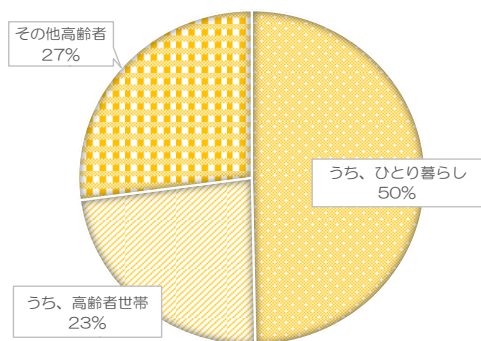


令和2年度の相談者数は2,921名でした。前年度は2,144名で総数は約1.4倍増加しています。DV被害者、被虐待者以外の分類はすべて前年比約1.1倍～約2倍と増えました。

高齢者の内訳はひとり暮らしの方が約半数を占めています。

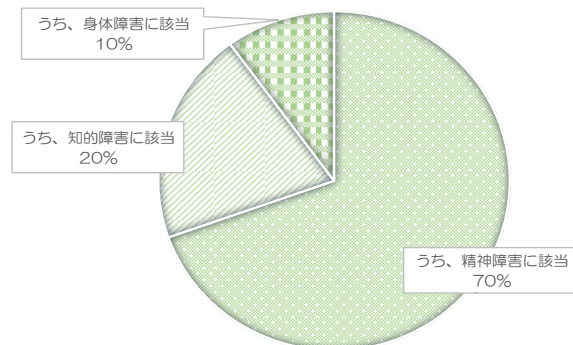
※1 高齢者

分類	延べ件数	件数
高齢者（65歳以上）	6,033	1,268
うち、ひとり暮らし	2,837	630
うち、高齢者世帯	1,646	294
その他高齢者	1,550	344



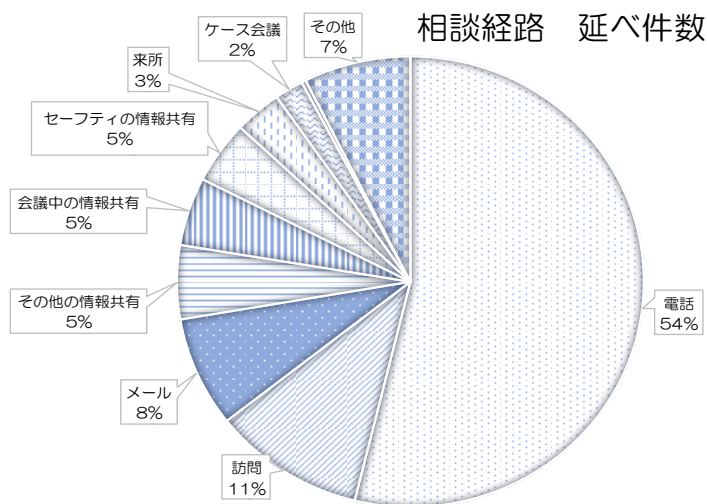
※2 障害者

分類	延べ件数	件数
障害者	6,456	553
うち、精神障害に該当	5,022	373
うち、知的障害に該当	1,301	109
うち、身体障害に該当	534	54



(2) 相談経路

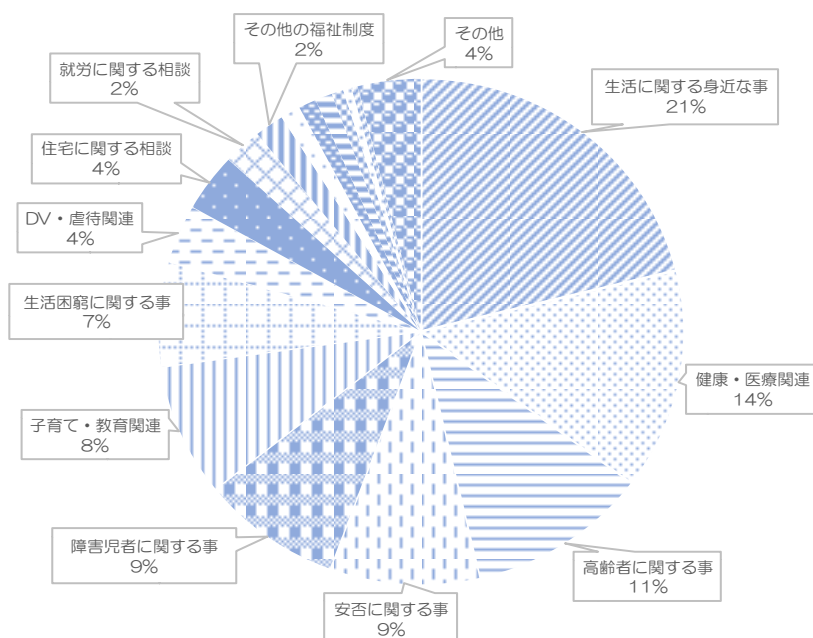
分類	延べ件数
電話	9,354
訪問	1,836
メール	1,374
その他の情報共有	921
会議中の情報共有	852
セーフティの情報共有	779
来所	572
ケース会議	347
申請	52
その他	1,287
合計	17,374



相談経路の総合計は、延べ 17,374 件でした。コロナ禍で訪問やケース会議など、直接対面する形での相談は前年度より減っています。反対に非接触の手段である電話やメールの延べ件数が昨年度（電話 7,055 件・メール 859 件 合計 7,914 件）に比べ、大幅に増加（電話 9,354 件・メール 1,374 件 合計 10,728 件）しています。

(3) 相談内容

相談項目別	延べ件数
生活に関する身近な事	7,804
健康・医療関連	5,204
高齢者に関する事	4,121
安否に関する事	3,408
障害児者に関する事	3,206
子育て・教育関連	3,122
生活困窮に関する事	2,473
DV・虐待関連	1,383
住宅に関する相談	1,378
就労に関する相談	872
その他の福祉制度	672
年金に関する相談	455
当事者組織に関する相談	405
財産管理・権利擁護に関する相談	392
ローン・多重債務関連	268
地域活動・ボランティア関連	191
外国人に関する相談	72
消費者被害に関する相談	63
その他	1,442
合計	36,931

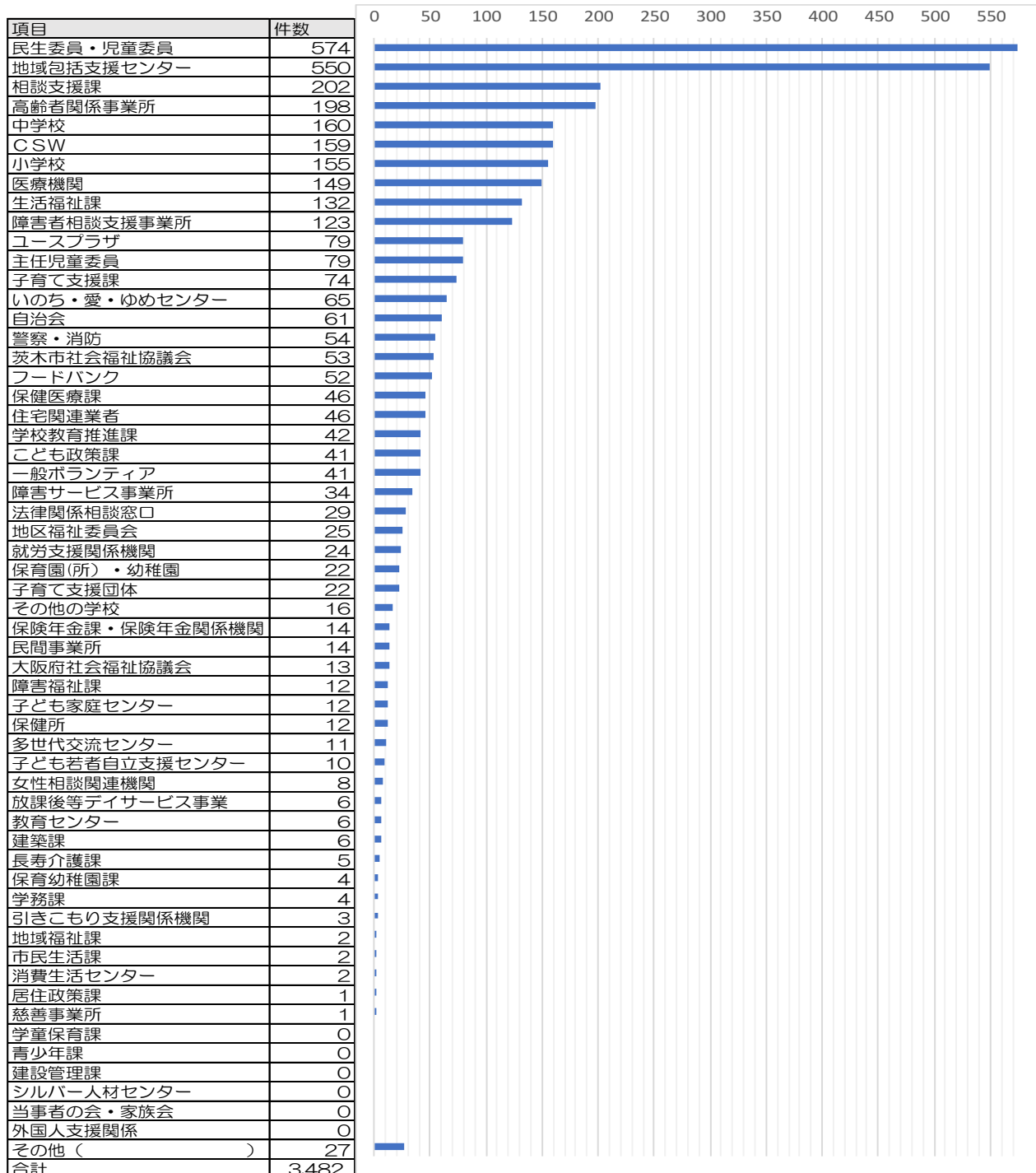


相談内容の総合計は、年々増加傾向で、昨年度は新型コロナウイルスの影響があり延べ 36,931 件で昨年比 10,984 件、42%増でした。「生活に関する身近な事」が最も多く、延べ 7,804 件、21%を占めています。次いで「健康・医療関連」が延べ 5,204 件で 14%。「高齢者に関する事」が延べ 4,121 件で 11%。今年度は「DV・虐待関連」が延べ 1,383 件で 4%、昨年比 755 件、120%増と突出して増加しました。

コラム 1

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による長引く自粛生活や、先の見通しの立たない不安から、誰にとっても心身ともに健康を保つことが難しい1年になりました。令和3年度もまだまだ「健康・医療関連」や「生活困窮」などの相談が増えることが予想されます。今後も時代に合わせたCSWの活動について模索していきます。

(4) つながった機関や団体



つながった機関や団体の合計は、3,482 件に上り昨年比 107 件増でした。

件数の多さは、昨年度の 1 位「民生委員・児童委員」 2 位「地域包括支援センター」は同じでしたが、3 位に相談支援課（現：福祉総合相談課）202 件（昨年度は、169 件）でした。また、昨年度 37 件であった「フードバンク」が今年度は 52 件と増えた一方、地域活動の自粛、中止により「地区福祉委員会」は、83 件から 25 件と 7 割も激減しました。ここでも新型コロナウイルスの蔓延が影響しました。

3. 茨木市健康福祉セーフティネット

●茨木市健康福祉セーフティネット = いきいきネットとは

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢・障害・ひとり親家庭・困窮などで社会的援護が必要になっても孤立することなく、支え合う地域社会を目指す体制が、茨木市健康福祉セーフティネット = いきいきネットです。

要援護者の個別支援から見えてくる地域課題を取り上げ、地域の実情に応じた資源の活用・開発へと導くのがCSW（コミュニティソーシャルワーカー）の役割です。

●セーフティネットの機能

福祉サービスは「行政による措置」の時代から、「自らが決定し利用するもの」へと変化しました。福祉のニーズも多様化しており、多くの情報やサービスの中から適切な選択をするには、専門的な知識が必要となっています。

① 身近な相談窓口にて、発見・予見のできる体制を作ります。

どこに相談すればいいかわからないまま問題を抱えている人を地域の中で発見し、適切な相談支援やサービス利用へとワンストップでつなぎます。

② 地域での総合的な相談支援の仕組みをつくります。

地域の福祉関係者（民生委員・地区福祉委員など）・行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター・CSW など、専門的な技術・価値を持った人や機関が連携し、地域でのネットワークを構築します。

③ 要援護者の声を受け止め継続的な支援を行います。

問題解決後も再発防止・新たな問題の発生に備え、継続的な見守り支援を行い、誰もが安心して暮らせる地域をつくります。



コラム 2

令和2年春から全世界に蔓延している新型コロナウイルスにより、緊急事態宣言などが発出され、これまで当たり前に行われてきたことが感染予防対策のため自粛や中止を余儀なくされた時期がありました。

このような状況下において、様々な要因により生活困窮に陥る方が増える傾向にあることから3密回避に工夫を凝らして、地域で福祉を担う方や関係機関との連携を図りましたが、令和2年度市内全小学校区のセーフティネット会議開催実績は、昨年度開催回数198回より47回減の151回でした。

●健康福祉セーフティネット会議について

健康福祉セーフティネット会議は現在、茨木市内32の全小学校区にて、CSWが事務局となり定期的を開催しています。対象を限定しないで危機介入から日常生活支援まで幅広いケースに対応したり、地域課題について検討したり、専門家を招いて勉強会を開いたり、地域性に応じた内容で進めています。

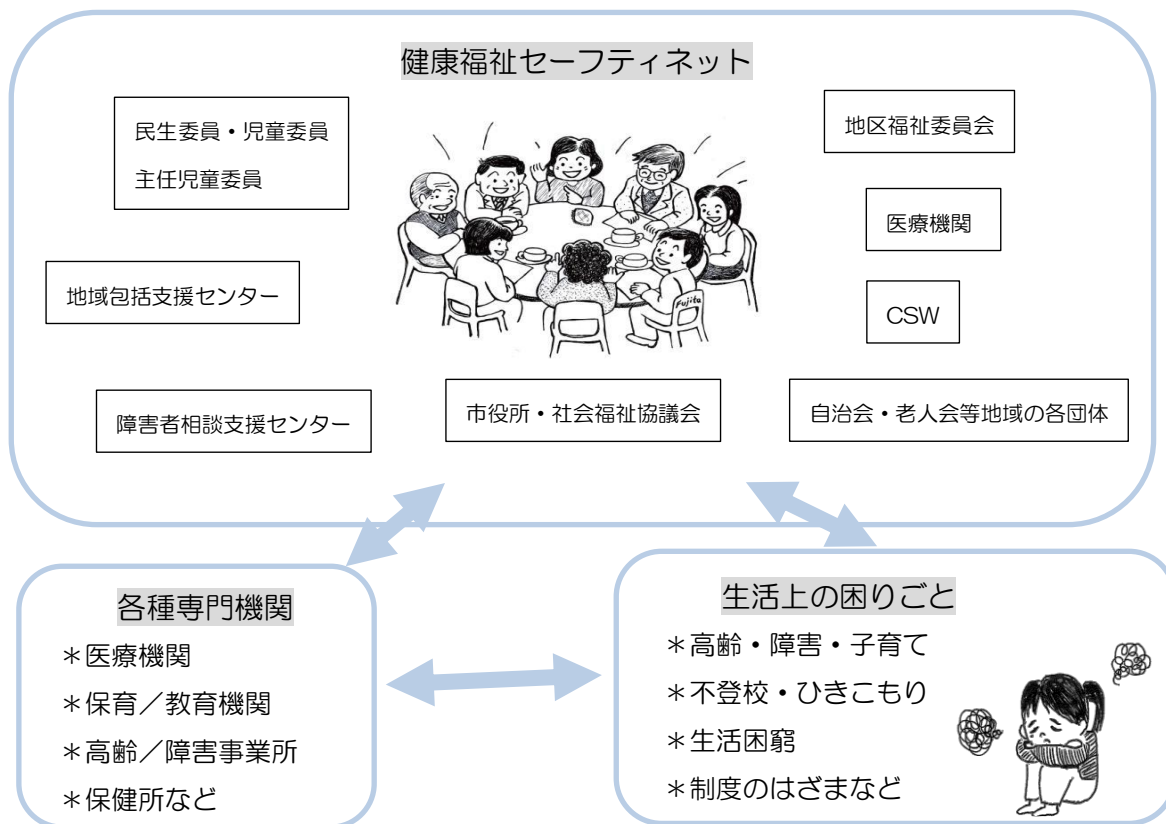
開催頻度（毎月～数か月ごと）や構成メンバー、内容も地域ごとに異なりますが、誰もが安心して暮らせるよう、住民主体で解決すべき問題・共通課題に取り組む過程で、地域力を高めていくことを目的に行っています。

<主な内容>

- * 地域住民・専門職にて把握しているケースの検討
- * 地域福祉に関する情報共有・伝達
- * 勉強会・研修会
- * 社会資源の活用・創出他、地域福祉に関わること
- * 地域課題の把握



<イメージ図>



4. 特集『新しい生活様式に対応した CSW の活動を考える』

新型コロナウイルスの影響により、CSW がこれまで行ってきた「対面での個別相談業務」や「地域のつながりを育むための地域活動」「様々な課題を抱えた方を地域の中で予防、発見、支援へのつなぎや見守りするためのセーフティネット会議」など、様々な活動が制限を受けました。一方これまで以上にうつや自殺、生活困窮、虐待、DV、各種依存症など、CSW の対応を必要とされる方が増大することが予想されます。こういった状況の中「新しい生活様式に対応した CSW の活動」について実践をまとめてみました。

世界的な発生から、日本→大阪→茨木へ

2019年12月8日

中国湖北省武漢市で「原因不明の肺炎患者」初確認

2020

- 1/14 神奈川県内で渡航歴のある感染者を初確認
- 2 / 1 中国湖北省に滞在歴のある外国人の入国を拒否
- 2 / 3 ダイヤモンドプリンセス号が横浜港に帰港
- 2/13 国内初の死者確認
- 2月中旬 渡航歴のない感染者の報告が相次ぎ、「市中感染」へ
- 2/21 東京都：飲食を伴う屋内イベント中止・延期要請



大阪ライブハウスでクラスター発生

市主催（共催含む）の市民が参加するイベント集会の原則中止

- 2/25 厚生労働省「クラスター対策班」立ち上げ
- 2/26 全国的なスポーツ・文化イベントの2週間中止・延期・縮小要求
- 2/27 北海道：道内小中学校の臨時休校、翌日道独自の緊急事態宣言
- 2/27 3/2～全国すべての小中高を春休みまでの臨時休校指示へ
- 小学校等休業対応助成金 創設
- 3/13 新型インフルエンザ特別対策措置法成立
- 3 / 9 中国・韓国からの入国規制
- 3/11 WHO「パンデミックに相当する」と発表
- 3/24 東京オリンピック1年延期決定
- 春の選抜高校野球中止決定

3/7 市内で初の感染者！
市内の公共施設利用禁止に

社協より 3月末まで
地区福祉委員会事業中止・延期指示

- 6 月 府内小中学校再開
- 7 月 「GOTO トラベル」開始（東京を除く）
- 8 月 全国の感染者数 1,600 人超「感染第2波」
- 10/10 「GOTO イート」開始「GOTO トラベル」に東京含む
- 10/24 「GOTO イート」食事券新規発行中止要請
- 10/26 4 都道府県飲食店へに時短・休業要請
- 12/14 「GOTO トラベル」停止
- 2021
- 1 / 8 2 回目の緊急事態宣言発令（1 都 3 県）
- 1/13 大阪府含め都府県に緊急事態宣言発令地域拡大（～3/21）

個別支援

ケースバイケースで対面での訪問、来所や電話、メールなど相談業務を行ってきた。

緊急性の高い場合は訪問しているが、対面での相談は控えつつ相談者との関係性が途切れてしまわないよう、定期的に電話や手紙、パステルアートのカードでアプローチした。



地域活動

地域のつながりを育むための地域活動に参加し、顔の見える関係作りや、CSWの周知活動を行ってきた。

飲食や大人数、3密での行事を中止、話し合いを重ねウォーキングイベントなど新しい企画の立ち上げに協力した。

9月～感染対策をしてぶらっとホームカフェ、子育てサロンを再開。まだまだ自粛傾向にある人も多いため、再開のお知らせと電話での相談窓口を記載したチラシを配布。



健康福祉セーフティネット会議

定期的に1か月～3か月に1回、地域住民と関係機関において、個別事例の共有や検討を重ね、地域において孤立を予防しセーフティネット機能を構築。福祉の情報や地域情報について情報提供、昨今の福祉課題等について研修を含む会議を行ってきた。

関係機関はオンライン参加か紙面参加を選択可能にし、地域の方は感染対策して会議室にて会議を実施した。会議が再開されていない校区については、民生委員児童委員の会議の終了後に個別事例の共有や情報提供を行い、地域のセーフティネット機能を果たした。



その他

まるごと相談会、セーフティネット会議、地域活動に参加。

相談会や会議、地域活動が中止になった時間を活用し担当地域の普段通らない路地や住宅地を回り地域の把握に努めた。オンラインでの研修や事例検討会へ参加。移動時間がなく、コスト削減などのメリットがある。



まとめ

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、CSWが今まで大切にしてきた「顔の見える関係づくり」「人と人のつながり」という活動が難しくなり、どのように支援していくか、SOSを出せない方にどのように働きかけるかを模索し続けた1年になりました。今後も様々な方法を取り入れながら「つながり」が途切れないような活動を続けていきます。

5. 個別相談援助

(1) つなぎの過程で課題のあるケース

現状（見立て）→対応策（ゴール設定）

1. 自殺未遂で精神科に入院し退院したが、統合失調症の症状が改善せず、家族が対応に疲弊している。
→医療・福祉など支援機関が連携し、病状の安定を図りながら、本人の状態・能力に合ったつなぎ先を模索する。
2. 祖父と母親の折り合いが悪く、母親が家出。父親は夜勤の仕事で、育児と祖父の介護、家事が行き届かない。祖父は認知症で徘徊し、家に帰れない日が増えてきた。
→父親は先の見通しを立て祖父の施設入所など判断することが難しい。多機関がいろいろな課題をばらばらに話すと混乱するため、CSWが情報を集約し、優先順位をつけ父親にわかりやすく説明し、課題を整理していく。
3. ライフラインが止まっているが、なんとか生活している50代男性。3年間会えていないため、郵便物の有無にて安否確認を行っている。
→会って話が聞けるよう訪問を継続。CSWとつながりができれば、生活費を得られるよう、生活困窮者自立支援事業※1を利用し、就労又は生活保護へつなぐ。
4. 軽度の認知機能障害が見られるも、拒否が強く専門医につがっていない80代女性。
→外出自粛のストレスか、不安や恐怖心など精神症状が現れたため、夫をフォローする形で医療、介護保険サービスにつなぐ。
5. 近隣住民が「家の周りや外壁に水や変な液体をかける」などの被害妄想が出現し、警察に通報したり防犯カメラを設置したりして確認している。
→本人に病気だという認識がないので、障害者相談支援センター、保健所、近隣と連携し介入のタイミングを見計らう。

※1 生活困窮者自立支援事業

生活が困窮する人に、生活保護に至る前段階で現在の状況把握と課題を整理し、自立のための相談支援を行う事業

(2) ニーズはあるが社会資源がないケース

現状→希望する社会資源

1. 耐震の問題で公民館など身近な場所に避難できるところがない。
→身近な場所や行きやすい場所に避難所を設置。
2. DVで避難、離婚で転入してきた世帯。地域のつながりがなく孤立してしまう。
→世帯が孤立しないよう地域でサポートする仕組み。
3. 数年前に転居してこられた60代女性。移動が困難で、インターネットも利用できないため、コインランドリーがどこにあるかなど、近隣の情報が得られない。
→圏域内の社会資源マップの作成。それらが必要な人に届くような仕組み。
4. 校区内の自力で通える場所に児童の居場所がない。
→児童館、学童保育、放課後子ども教室など。
5. 養育力に欠ける世帯の子ども。生活習慣が身に付かない。
→1日3回の食事や整理整頓、入浴、規則正しい生活リズムなどを身に付けるための生活訓練の場。
6. アルコール依存症で入退院を繰り返している50代男性。退院すると昔なじみのご近所さんがお酒を勧め、飲酒をやめることができない。
→65歳未満のアルコール依存症の人が、退院後にお酒と離れて暮らすことができる近くの施設。

このように CSW は、個別支援から見えてくる地域課題を把握し、連携支援を通して地域力を高めながら、ニーズに応じた社会資源の開発へとつながるよう、それぞれの地域で活動しています。



6. 「生活困窮者自立支援事業：くらしサポートセンター あすてっぴん茨木」(通称：あすてっぴん) への協力

平成 27 年度より生活困窮者自立支援制度が施行され、CSWも「あすてっぴん」と連携を図っています。この事業は、働きたくても働けない、住むところがない、金銭管理が難しいなどの困っている状況に対応します。令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、生活に困窮する世帯が増え、住居確保給付金※の申請などあすてっぴんへのつながりが 71 件と前年度より増加しました。

※主たる生計者が就職活動を行うなど、一定の条件を満たした場合、市町村が定める額を上限に実際の家賃額を原則 3 か月間支給する制度

7. 「福祉まるごと相談会」への協力

平成 25 年度から行政と地域との協働により定期開催されている「福祉まるごと相談会」は、市役所よりも身近なコミュニティセンターなどにて、民生委員・児童委員、主任児童委員が相談に応じ、社会福祉協議会地区担当職員、CSW も出席してサポートしています。

今年度は 7 小学校区において 63 回開催され、39 人(54 件)の相談がありました。

相談内容としては、介護保険・健康・医療・財産管理に関することなど生活に身近なことが多くを占め、必要な相談対応や関係機関へのつながりを行ってきました。

令和 2 年度にて「福祉まるごと相談会」は終了します。令和 3 年度から、令和 5 年度までに東西南北中央の 5 圏域に段階的に整備されていく地区保健福祉センターに機能が移行し、身近な地域で誰もが気軽に相談できるよう、地域包括支援センター・障害者相談支援センター・CSW・保健師・社会福祉協議会・生活支援コーディネーターの専門職が対応していきます。



8. 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

毎月定例で全 CSW が集まり、協議会を運営しています（巻末資料参照）。全体で取り組むテーマに沿って令和 2 年度は「評価検討部会」「福祉活動交流会部会」「周知部会」を部会活動として行いました。

（1）評価検討部会

令和 2 年度の評価検討部会は、「CSW 活動の見せ方を工夫することで、スキルアップと地域の福祉の増進に寄与する」を目的に活動を行いました。

昨年作成した「CSW 自己点検表」にて、各 CSW が活動を振り返ったときに出てきた意見を集めました。その中でソーシャルワーカーの理念である「ソーシャルワークのグローバル定義」について解釈が難しいとの意見が上がりました。

そこで、地域共生社会を目指す国の動向などとグローバル定義を学び、茨木 CSW が目指す地域福祉のコーディネーターとしてのあり方を考え、見える化をするきっかけにしたいと、茨木市 CSW 協議会に長年ご協力いただいている東京都立大学 室田信一准教授にと講義開催を依頼しました。

10 月 30 日（金）にオンライン研修を開催し「地域共生社会とグローバル定義について～茨木市 CSW 活動の評価と見える化～」と題してご講義いただき、お互いの役割、立場にたった評価について体感するグループワークで盛りだくさんの 2 時間でした。



研修の前後で室田准教授とも自己点検表の見せ方についてオンライン会議を重ね、今年度は自己点検表を基に茨木市の総評をまとめることになりました。今後は茨木市を 5 圏域に分けて総評を作成すること、自己点検表の中でも抽象度が高く解釈の難しいとされるグローバル定義についても、実践事例にあてはめ、どの CSW にも具体的に見えやすくすることも盛り込んでいく予定です。

(2) 福祉活動交流会部会

日 時：令和2年12月9日（水）14：00～16：00

場 所：北 圏 域 生涯学習センターきらめき 304 号室

西 1 圏域 生涯学習センターきらめき 303 号室

西 2 圏域 生涯学習センターきらめき 302 号室

中央圏域 上中条青少年センター 青少年ホール

東 圏 域 総持寺 いのち・愛・ゆめセンター大会議室

南 圏 域 沢良宜 いのち・愛・ゆめセンター大会議室

参加者：135名（CSW含まず）

小中高など学校校長・教頭・教諭、SSW、青少年指導員、主任児童委員、民生委員・児童委員、福祉委員会、自治会連合会、ユースプラザ、茨木市子ども若者自立支援センター、放課後等デイサービス、ひきこもり家族支援ネット、教会、こども食堂、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、多世代交流センター、社会福祉協議会、こども政策課、保健医療課、地域福祉課、社会教育振興課、相談支援課

テーマ：新しい生活様式に対応した子ども・若者支援を考える

～みんなに居場所があるまち茨木をめざして～

目 的：昨年度は、「ひきこもり支援者のつながりを強化する」という目的で開催したが今年度は、不登校・ひきこもりなどの問題を地域課題として対応や予防ができるよう、参加団体をひきこもり支援者に限らず、地域のつながりづくりの一員となり得る人々を加え、「みんなに居場所があるまち」を創るために、共に学び知恵を出し合うことを目的として交流会を行う。

内 容：オンラインで実施

＊CSW報告

各会場で実施

＊各ユースプラザの報告

＊意見交換会

オンラインで実施

＊感想



◎感染症対策として、オンラインで市内6会場をつなぎ、実施しました。各会場でユースプラザの紹介・報告をした後の意見交換会は、地域での課題を共有できました。しかし、機器の扱い、感染症対策の方法など今後の課題も多く見つかりました。

(3) 周知部会

令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響で、生活困窮や心身の不調、各種依存症、虐待や社会的孤立など、さまざまな困りごとが増加することが予測された一方で、それを身近な地域で気付き、つながりを育むための見守り訪問活動や地域福祉活動は制限を受けました。

周知部会では新しい生活様式に対応した CSW の活動を模索し、困りごとがある方に CSW の情報をお届けできるよう「広報誌の PR」「チラシの作成」「周知活動」「活動報告書の作成」を行いました。

○広報誌の PR

連合会報第 68 号、民児協いばらき第 77 号に CSW の記事を掲載していただきました。

○チラシの作成

コロナ不安に着目した「新型コロナウイルスの影響でこんなことはありませんか？」というチラシを作成しました。

○周知活動

日にち	場所	対象者
令和 2 年 7 月 30 日	茨木市役所	生活福祉課
令和 2 年 8 月 3 日	子育て支援総合センター	こども相談係
令和 2 年 8 月 21 日	茨木市役所	大阪司法書士会
令和 2 年 10 月 2 日	茨木市役所	茨木警察署 地域課



今年度は生活福祉課、こども相談係とより連携を深めていくために「こんなときは CSW につないでください」と具体的な事例を挙げ、お話をさせていただきました。

大阪司法書士会や茨木警察署地域課とは、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてから今後の連携について意見交換会を実施する予定です。

市内総合病院、精神科病院へ 2019CSW 活動報告書、CSW チラシ、地域の相談窓口のパンフレットを郵送し連携をお願いしました。

○活動報告書の作成

幅広く市民の方に CSW の活動を知っていただくために、活動報告書を作成しました。



こんなことはありませんか？

あなたや、あなたのお近くにいる方が抱え込んでいる
困りごと…
ひとりで抱えるのはしんどくないですか？
まずは、“話すこと”から始めてみませんか？



断りきれない
訪問販売

しつこくかかってくる
勧誘電話



辛く気分が落ち込んだ
ところから抜け出せない

長く引きこもっていて
外出できない



とにかく
困っている…
でもいいんで



子育てのことに
悩んでいる

ずっと泣いている
赤ちゃん



物忘れがひどくなった
介護保険について知りたい



生活するお金に
困っている

子育てに無関心な
お母さん

生活の中でいろいろな悩みごとがあり、どこへ相談に行けば良いのか分からない…
など不安や困りごとなどお話をうかがい、
解決にむけて一緒に考えさせていただきます。(相談無料)

CSWは、茨木市内の14か所にいます。
各小学校区の担当CSWは、裏面でご確認ください。



CSW配置事業は茨木市からの委託事業です

♪いきいきネット相談支援センター 一覧♪

担当小学校区	いきいきネット 相談支援センター	CSW	連絡先	
清溪・忍頂寺・ 山手台	やまゆり苑	清水 まお	大字泉原 37-6	090-5122- 6613
安威・福井・ 耳原	天兆園	福隅 友美	安威二丁目 10-11	640-3970
豊川・郡山・ 彩都西	常清の里	濱 里沙(~7月) 田村 綾(8月~)	清水一丁目 28-22	646-5601
太田・西河原	天兆園	永森 真理	安威二丁目 10-11	090-7365- 9229
三島・庄栄	M-CAN (ミカン)	山田美名(~12月) 南 靖子(1月~)	総持寺二丁目 5-36	080-2430- 5342
東・白川	エルダー	神野 享士	庄二丁目 7-38	080-8946- 3999
春日・郡・畑田	ビーバル	久保 麻美	上穂積一丁目 2-27	622-0166
沢池・西	春日丘荘	新田 恭子	南春日丘七丁目 11-48	080-3215- 6096
春日丘・穂積	静華苑	山本 洋美	見付山一丁目 11-1	665-6678
茨木・中条	茨木市社会福祉協議会	横井 美奈	駅前四丁目 7-55 福祉文化会館 4 階	080-4294- 2331
大池・中津	茨木市社会福祉協議会	秋吉真季(~10月) 大嶋香織(11月~)	駅前四丁目 7-55 福祉文化会館 4 階	080-4294- 2296
玉櫛・水尾	あしはら	樋口 幸子	真砂二丁目 16-15	636-6088
玉島・葦原	はっちぼっち	久貝 美穂	沢良宜浜三丁目 14-1	648-7982
天王・東奈良	南茨木	榊野 照子	東奈良三丁目 16-14	080-4169- 5540

令和 2 年度

CSW : Community Social Worker



茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会会則

(名称)

第1 本会は、茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2 協議会は、茨木市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱に定める活動を円滑に行うため、コミュニティソーシャルワーカー間の情報の交換を行うとともに活動水準の均一化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉の計画的な推進に関すること。
- (2) セーフティネット体制づくりに関すること。
- (3) 要援護者に対する見守り・相談に関すること。
- (4) 関係機関相互の報告、連絡、相談等に関すること。

(構成)

第4 協議会は、コミュニティソーシャルワーカーで構成する。

(役員)

第5 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の中から互選するものとする。
- 3 副会長は部会長をもって充てる。
- 4 会長及び副会長と兼任はできないものとする。
- 5 会長、副会長の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第6 協議会は、第2に定める目的を達成するため、部会を設置する。

- 2 部会には部会長を置く。
- 3 部会長は部会員の中から互選するものとする。

(定例会)

第7 定例会は、会長が招集する。

- 2 定例会の議長及び書記は、定例会の都度、会長が指名するものとする。

3 会長は必要に応じて、定例会にオブザーバーを参加させることができる。

(ブロック)

第8 業務の連絡調整を円滑に行うため、市内の日常生活圏域で情報共有を図る。

(庶務)

第9 庶務は、茨木市健康福祉部相談支援課において処理するものとする。

2 庶務は、会の事務的業務等を担い、必要に応じて協議会に助言等を行う。

(会則の変更)

第10 この会則の変更は、市と協議会との協議の上で行う。

(その他)

第11 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市と協議会との協議の上で定める。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

おわりに

新型コロナウイルス感染症の流行により、日々の生活にさまざまな制約や我慢が必要になっています。短期間であれば辛抱できることも、長期化することで、生活環境の変化に馴染めず引きこもりや不登校になってしまった、不満や負担感の増大による虐待の発生、また、先の見えない不安による精神的な不調や失業・減収による経済的困窮の相談が増えてきています。

このような状況下、要援護者・世帯の早期把握と解決への支援（介入）として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の地域活動が期待されています。困りごとや不安、悩みを抱えながら“誰に相談したらいいかわからない人”を見つけ支援する、このCSWの地道な活動を支えるのは、地域の皆さんとの情報の共有や見守り体制といった基盤（ネットワーク）です。

コロナ禍だからこそ、地域活動が「できない」ではなく「できる」方法を模索しながら、より迅速な支援ができるよう、地域のさまざまな皆さん（住民の方や事業者、教育や専門支援機関等）とのネットワークを太く・密にしなければと思います。

ぜひ、CSWの役割や活動をご理解いただき、今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

健康福祉部相談支援課長 竹下綾子

発行：茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

編集：令和2年度 周知部会

福隅 友美 （いきいきネット相談支援センター天兆園）

神野 享士 （いきいきネット相談支援センターエルダー）

田村 綾 （いきいきネット相談支援センター常清の里）

横井 美奈 （いきいきネット相談支援センター茨木市社会福祉協議会）